

山梨フルーツ特集用記事作成及び  
山梨フルーツキャンペーンプロモーション業務委託  
「公募型プロポーザル方式」公告  
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」と表記）を実施します。

やまなし観光推進機構 理事長 仲田道弘

令和5年3月22日

※やまなし観光推進機構が実施する本業務は、やまなし観光推進機構理事会において、当該業務にかかる令和5年度予算が否決された場合は執行しないものとします。

## 1 業務の目的

山梨県産フルーツ（さくらんぼ、もも、ぶどう、いちご）に対するイメージを向上させることで観光誘客を促し、地域経済を活性化させる。

## 2 業務の内容

### (1) 名称

山梨フルーツ特集用記事作成及び山梨フルーツキャンペーンプロモーション業務委託

### (2) 委託内容

別紙「山梨フルーツ特集用記事作成及び山梨フルーツキャンペーンプロモーション業務委託仕様書」による。

### (3) 予算上限額

金 4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月頃まで

### 3 企画提案に係る日程

- |                 |        |        |          |
|-----------------|--------|--------|----------|
| (1) 募集開始        | 令和5年3月 | 22日(水) |          |
| (2) 参加申込書提出期限   | 令和5年3月 | 28日(火) | 正午       |
| (3) 質問票提出期限     | 令和5年3月 | 28日(火) | 正午       |
| (4) 企画提案書提出期限   | 令和5年4月 | 10日(月) | 正午       |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和5年4月 | 14日(金) | ※時間は別途通知 |

※参加申込み者が5社を超えた場合は1次審査(書面)を行い、通過者のみを対象として、プレゼンテーション及び企画書による2次審査を行う。この場合、1次審査の結果は速やかにメールで通知する。

- (6) 審査結果通知  
令和5年4月17日(月)にメール及び書面で通知

### 4 企画提案の参加資格

参加者は下記(1)に掲げる要件を全て満たしていること。なお、参加希望者は下記(2)に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと
- オ 平成26年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること
- カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること
- キ 過去3年間において、類似業務の実績を有する者(委託事業でなくても可)

#### (2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類をPDFで提出すること。

- ア 参加申込書(様式1)

- イ 誓約書（様式2）  
※会社概要等のパンフレット類がある場合は添付すること。
- ウ 役員名簿（様式3）

- (3) 参加申込書の提出期限  
令和5年3月28日（火）  
※平日の午前9時から正午まで  
※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする（以下同様）。
- (4) 参加申込書の提出場所  
下記9参照
- (5) 参加申込書の提出方法  
持参または郵便（期限厳守）

## 5 企画提案に係るスケジュール

- (1) 質問の受付
  - ア 質問方法及び送付先  
質問票（様式4）を下記9のメールアドレスに送信すること。
  - イ 受付期間  
令和5年3月22日（水）から3月28日（火）正午まで
  - ウ 質問に対する回答  
参加申込の提出があった全ての者に対し、原則として、電子メールまたはFAXで行う。なお、閲覧による場合、次のとおりとする。
    - (a) 閲覧期間・時間  
令和5年3月28日（火）から4月5日（水）  
※平日の午前9時から正午まで
    - (b) 閲覧場所  
やまなし観光推進機構内（山梨県庁別館2階）
- (2) 企画提案書・見積書の提出  
次のとおり提出すること（1参加者につき1件）。
  - ア 企画提案書  
仕様は次のとおり
    - ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、ページ数制限なし
    - ・日本語表記で12ポイント以上
    - ・業務スケジュール（予定）を記載
    - ・その他は仕様書を参照
  - イ 見積書

- ・ 税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること（様式任意）。
- ・ 予算上限額の範囲内とすること。
- ウ 提出方法  
PDF に変換の上、メールで提出すること。
- エ 提出期限  
令和 5 年 4 月 1 0 日（月）  
※受付は平日の午前 9 時から正午まで
- オ 提出先  
下記 9 参照
- (3) 企画提案のプレゼンテーション  
次のとおり実施する。
  - ア 実施日時・場所  
令和 5 年 4 月 1 4 日（金）  
※時間・場所は別途通知
  - イ プレゼンテーションの時間  
1 社 30 分（提案書説明 20 分、質疑応答 8 分、準備・入退室 2 分）を予定
  - ウ その他
    - ・ 提案説明は、実施体制表に記載した者のうち、主担当者が行うこと。
    - ・ プロジェクター及びスクリーンはやまなし観光推進機構で用意するが、自前プロジェクターの持込みも可（プロジェクターの使用は任意）。
    - ・ 参考資料等は別途提出可とするが、採点対象外とする。

## 6 審査及び結果の通知

- (1) 選考方法  
企画提案書、プレゼンテーションの内容及び経費について、(別紙) 審査基準により審査し、第 1 位の候補者を選定する。
- (2) 審査結果の通知  
審査終了後、速やかに参加者あて通知する。  
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (3) 企画提案の無効  
次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。
  - ア 本要項に定める事項に適合しない場合
  - イ 談合、提出書類の虚偽記載など不正行為があった場合

## 7 契約

- (1) 契約の方法  
第 1 位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。  
ただし、協議が整わない場合は次点の者と協議する。

- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) その他  
企画提案の内容を踏まえ、仕様書を変更する場合がある。

## 8 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合、メールによるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 9 問い合わせ先

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館2階
- ・電話 055-231-2722 (直通)  
やまなし観光推進機構 佐藤・石田・中村賢弥
- ・メールアドレス  
kankou@yamakan-sk.jp